

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2002-245684(P2002-245684A)

【公開日】平成14年8月30日(2002.8.30)

【出願番号】特願2001-41319(P2001-41319)

【国際特許分類第7版】

G 11 B 7/26

【F I】

G 11 B 7/26 501

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月30日(2004.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的にステージの重心上を駆動点が通るように前記ステージの下方に配置された駆動部と、前記ステージの両翼に配置され、かつ、前記ステージを垂直方向に位置規制する一対の垂直方向ガイド部と、前記垂直方向ガイドの内側に配置され水平方向に前記ステージを位置規制する一つの水平方向ガイド部と、前記ステージの位置を計測する計測部と、前記計測部の延長線上または前記計測部の延長線と前記駆動部の延長線の間に配置された加工部と、被加工部材の加工位置で、前記被加工部材と干渉しない位置に前記駆動部と前記計測部を配置するステージの送り装置において、

前記ステージ移動時に、前記水平方向ガイド部から遠くに位置する前記垂直方向ガイド部の一方と前記水平方向ガイド部との間を被加工部材が通り、前記加工部が前記被加工部材を走査して前記加工部より前記被加工部材を加工すること

を特徴とするステージの送り装置。

【請求項2】

前記加工部の一部が記録レンズであり、前記被加工部材が原盤であって、

前記記録レンズは前記計測部の延長線上または前記計測部の延長線と前記駆動部の延長線の間に配置されており、且つ前記記録レンズが前記原盤を加工する位置において前記原盤と干渉しない位置に前記駆動部、前記計測部が配置されており、

前記ステージ移動時に、前記水平方向ガイド部から遠くに位置する前記垂直方向ガイド部と前記水平方向ガイド部との間を前記原盤が通り、前記記録レンズが前記原盤の中心線上を半径方向に走査して前記記録レンズにより前記原盤に信号を記録する請求項1に記載のステージの送り装置。

【請求項3】

前記一対の垂直方向ガイド分の両外側に配置された吸着磁石または磁性部材と、前記吸着磁石または磁性部材のそれぞれと上下方向に対向し且つ互いに引き合うように固定して配置された他の吸着磁石または磁性部材とを有することを特徴とする請求項1または請求項2に記載のステージの送り装置。

【請求項4】

前記駆動部がボイスコイル型モータである請求項1から請求項3のいずれかの請求項に記載のステージの送り装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために本発明の請求項1に記載の発明は、実質的にステージの重心上を駆動点が通るように前記ステージの下方に配置された駆動部と、前記ステージの両翼に配置され、かつ、前記ステージを垂直方向に位置規制する一対の垂直方向ガイド部と、前記垂直方向ガイドの内側に配置され水平方向に前記ステージを位置規制する一つの水平方向ガイド部と、前記ステージの位置を計測する計測部と、前記計測部の延長線上または前記計測部の延長線と前記駆動部の延長線の間に配置された加工部と、被加工部材の加工位置で、前記被加工部材と干渉しない位置に前記駆動部と前記計測部を配置するステージの送り装置において、

前記ステージ移動時に、前記水平方向ガイド部から遠くに位置する前記垂直方向ガイド部の一方と前記水平方向ガイド部との間を被加工部材が通り、前記加工部が前記被加工部材を走査して前記加工部より前記被加工部材を加工するステージの送り装置である。